

北広島市水防計画

(資料編)

(素案)

令和4年 月

北 広 島 市

[目 次]

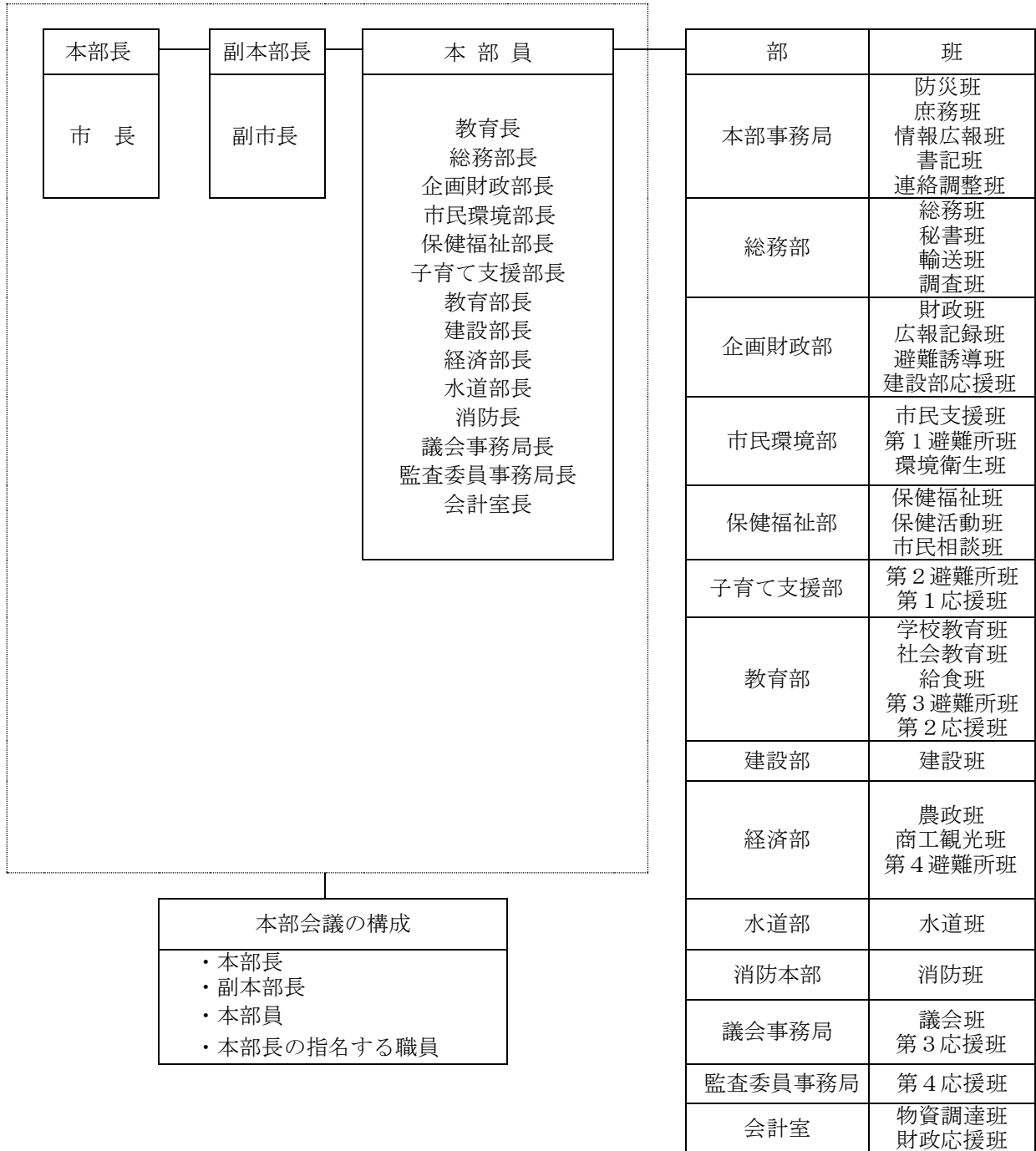
資 料 編

資料 1	水防本部組織及び所掌事務	- 1 -
資料 2	消防機関の組織	- 8 -
資料 3	重要水防箇所及び北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域.....	- 9 -
資料 4	水防に関する機関との通信連絡系統	- 13 -
資料 5	水防資機材の保有状況	- 14 -
資料 6	建設業者等水防機材保有状況	- 15 -
資料 7	樋門・樋管等管理状況一覧	- 17 -
資料 8	水防工法の種類	- 18 -
資料 9	千歳川洪水ハザードマップ	- 20 -
資料 10	輪厚川洪水ハザードマップ.....	- 21 -
	- 21 -
	- 21 -

資料1 水防本部組織及び所掌事務

1 組織図

(令和4年4月1日現在)



2 部班の編成内容

部	対策部長	班に属する 職員の配属先	班	事務分掌
本 部 事務局	防災危機管理 室長	防災危機管理室	防災班	(1) 災害対策本部の総合調整に関すること (2) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること (3) 気象予警報の収集及び伝達に関すること (4) 避難の勧告又は指示の発令に関すること (5) 知事への災害報告に関すること (6) 自衛隊の派遣要請に関すること (7) 防災関係機関との連絡調整に関すること (8) 防災会議に関すること (9) 災害救助法に関すること (10) 災害による行方不明者の捜索の調整に関すること。
		総務部	庶務班	(1) 本部の設置及び本部会議開催に向けた設営に関すること (2) その他他部及び部内の他の班に属さないこと
		企画財政部	情報広報班	(1) 被害報等の一括収集・整理及び庁内外への情報提供に関すること
		建設部	書記班	(1) 本部での書記に関すること
		各部から各部長 が指名した者	連絡調整班	(1) 本部と各部との情報連絡に関すること (2) 国、道及び他自治体との連絡調整に関すること
総務部	総務部長	総務部（職員課、 総務課、行政管理 課）	総務班	(1) 職員の動員計画に関すること (2) 職員の非常招集に関すること (3) 動員職員の出動状況の記録に関すること (4) 動員職員の寝具、災害出動用被服等の配布に関すること (5) 労務の供給に関すること (6) 行政機能の継続に向けた職員体制に関する こと (7) 災害時の車両(作業用を除く。)の配車及 び燃料の確保に関すること (8) 庁内の非常態勢に関すること (9) 通信連絡機能及び情報管理機能の確保に 関すること
		秘書課	秘書班	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること (2) 見舞者の応接に関すること
		税務課 債権管理課	輸送班 調査班	(1) 避難者の移送に関すること (2) 指定避難所への物資の輸送に関すること (1) 被災地域における被害の実態調査に 関すること (2) 罹災証明に関すること

企 画 財政部	企画財政部長	企画財政部	財政班	(1) 災害予算の編成及び資金の調達に関する こと (2) 寄附金の受付及び配布に関する こと
			広報記録班	(1) 市民への災害復旧情報等の供給に 関すること (2) 市民への総合的かつ一体的な支 援策情報等の提供に関する こと (3) 被災現場の写真撮影に 関すること (4) 災害広報に関する こと (5) 報道機関等との連絡調整に 関すること (6) 総合的な災害記録の作成 及び災害統計に関する こと (7) 災害情報の収集及び伝 達に関する こと (8) 国、道及び関係機関への 要望及び資料調整に 関すること
			避難誘導班	(1) 市民への気象通報、避難指 示の伝達に 関すること (2) 被災者の指定避難所への 誘導に 関すること (3) 避難状況の記録及び報告に 関すること (4) 避難勧告等実施機関との 調整に 関すること
			建設部 応援班	(1) 建設部への応援に関する こと
市 民 環境部	市民環境部長	市民環境部	市民支援班	(1) 市民組織との連絡及び協 力に 関すること (2) 被災地における交通安全 対策に 関すること (3) 市民環境部所管施設の被 害調査 及び応急 対策に 関すること (4) 市民環境部所管施設の 災害復 旧に 関すること (5) 市民環境部所管施設の 応急利 用に 関すること
			第1避難所班	(1) 部が所管する指定避難所の 開設及 び管理運 営に 関すること (2) 部が所管する指定避難所の 記録及 び報告に 関すること (3) 部が所管する指定避難所 におけ る救援物 資の配 分に 関すること (4) その他指定避難所に 関する こと
			環境衛生班	(1) 災害時の廃棄物及び汚物 処理に 関すること (2) 指定避難所における仮設 トイレ の設置に 関する こと (3) 遺体の収容処理及び埋葬 に 関すること (4) 被災地における環境保 全及び 公害対策 に 関する こと (5) 衛生関係施設の被害調 査に 関する こと
保 健 福祉部	保健福祉部長	保健福祉部	保健福祉班	(1) 要配慮者の避難等の安全 確保及 び保護に 関する こと (2) 防災ボランティアの受 入れ及 び調整に 関する こと (3) 日本赤十字社に対する 協力要 請及び 連絡調 整に 関する こと (4) 社会福祉施設の被害調 査に 関する こと

保 健 福祉部	保健福祉部長	保健福祉部	保健福祉班	<ul style="list-style-type: none"> (5) 福祉避難所の開設に伴う連絡及び調整に関すること (6) 被災者に対する生活援護に関すること (7) 被災者に対する災害弔慰金、見舞金に関すること (8) 救援物資及び義援金等の受付及び配分に関すること
			保健活動班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること (2) 感染症の予防に関すること (3) 指定避難所等の防疫指導に関すること (4) 指定避難所における健康相談に関すること (5) 千歳地域保健室との連絡調整に関すること (6) 医師会及び歯科医師会との連携に関すること (7) 病院施設の被害調査に関すること (8) 救急医療及び助産に関すること (9) 救急薬品等の供給確保に関すること (10) 応急救護所の開設及び管理に関すること
			市民相談班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民からの問い合わせ及び相談に関すること
子育て 支援部	子育て 支援部長	子育て支援部	第2 避難所班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部が所管する指定避難所の開設及び管理運営に関すること (2) 部が所管する指定避難所の記録及び報告に関すること (3) 部が所管する指定避難所における救援物資の配分に関すること (4) その他指定避難所に関すること
			第1 応援班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 他対策部への応援に関すること
教育部	教育部長	教育部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること (2) 学校教育施設の災害復旧に関すること (3) 学用品等の配給に関すること (4) 被災児童・生徒の応急教育対策に関すること (5) 学校教育施設の応急利用に関すること (6) 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること (7) 教職員の動員に関すること
			社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育及び体育施設の被害調査及び応急対策に関すること (2) 文化財の保護及び応急対策に関すること (3) 社会教育及び体育施設の災害復旧に関すること (4) 社会教育及び体育施設の応急利用に関すること

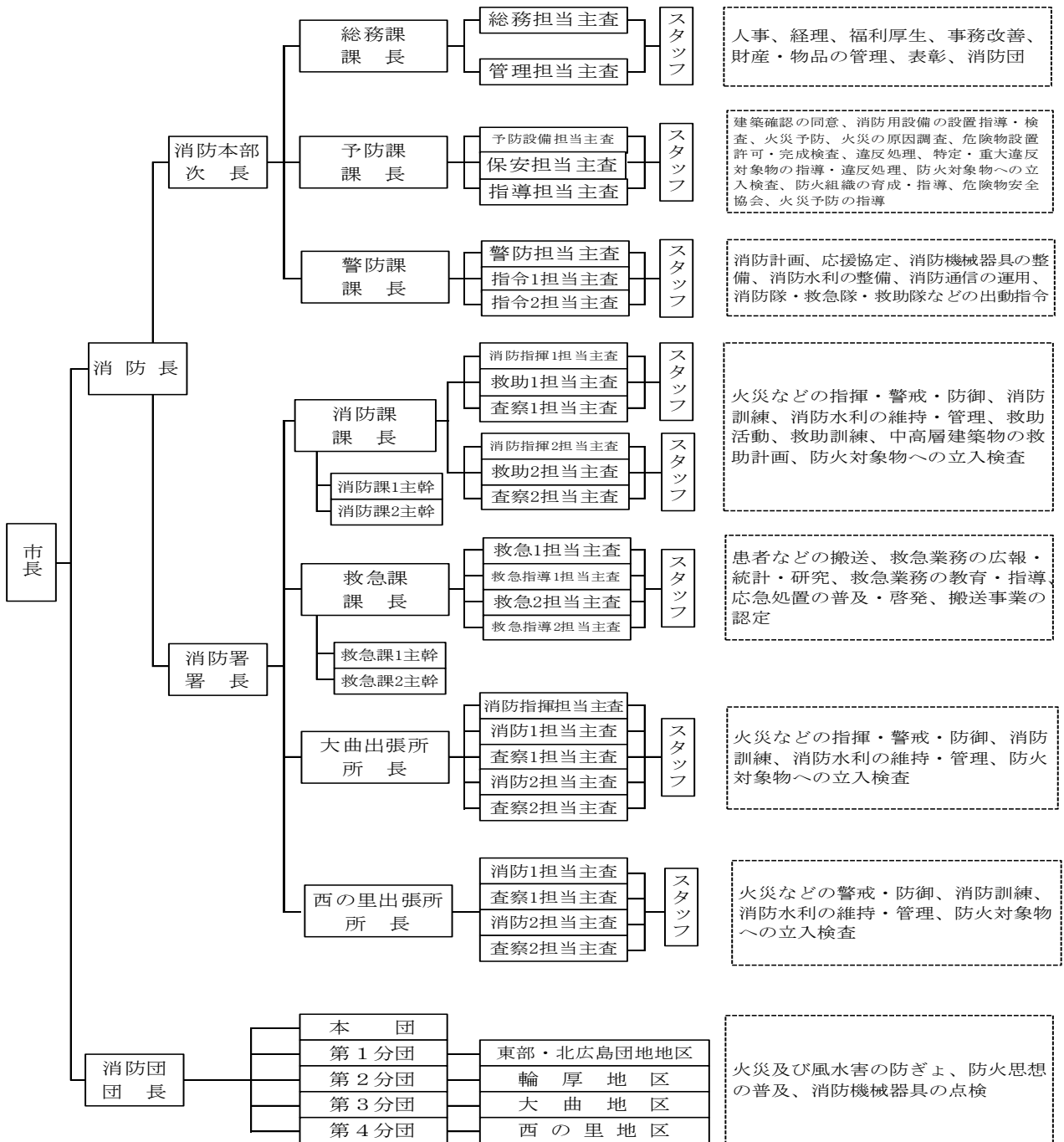
教育部	教育部長	教育部	給食班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者および災害業務従事者に対する食料の調達及び供給に関すること (2) 被災者への炊き出しに関すること (3) 給食施設の応急利用に関すること
			第3避難所班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部が所管する指定避難所の開設及び管理運営に関すること (2) 部が所管する指定避難所の記録及び報告に関すること (3) 部が所管する指定避難所における救援物資の配分に関すること (4) その他指定避難所に関すること
			第2応援班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 他対策部への応援に関すること
建設部	建設部長	建設部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路の通行禁止及び制限の措置に関すること (2) 道路、橋りょう、河川、公園等の被害情報の収集、現地調査及び防災措置要請に関すること (3) 道路、橋りょう、河川、公園等の保護及び応急対策に関すること (4) 道路、橋りょう、河川、公園等の災害復旧に関すること (5) 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関すること (6) 障害物の除去に関すること (7) 市街地の浸水防止対策に関すること (8) 災害発生危険区域の警戒巡視に関すること (9) 北広島市水防計画に定める水防活動に関すること (10) 応急仮設住宅等の建設に関すること (11) 住宅の応急修理に関すること (12) 建築物の災害対策に関すること (13) 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること (14) 緊急輸送路に関する連絡及び調整に関すること (15) 災害現場への土木・建築用資材等の輸送計画の策定及び実施に関すること (16) 輸送関係機関との連絡調整に関すること
経済部	経済部長	経済部	農政班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業関係の被害調査に関すること (2) 被災農家の援護に関すること (3) 農業被害に関する応急対策及び災害復旧に関すること (4) 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること (5) 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること (6) 林野火災に関すること (7) 治山に関すること

経済部	経済部長	経済部	農政班	(8) 救農土木事業に関すること (9) 死亡獣畜の処理に関すること (10) 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること
			商工観光班	(1) 商工業関係の被害調査に関すること (2) 被災商工業者の援護対策に関すること (3) 被災商工業者の金融相談および応急対策に関すること (4) 観光客(外国人を含む)への情報提供の総合調整に関すること (5) 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関すること (6) 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること
			第4避難所班	(1) 避難所運営の総括に関すること (2) 部が所管する指定避難所の開設及び管理運営に関すること (3) 部が所管する指定避難所の記録及び報告に関すること (4) 部が所管する指定避難所における救援物資の配分に関すること (5) その他指定避難所に関すること
水道部	水道部長	水道部	水道班	(1) 災害時における飲料水の供給に関すること (2) 応急給水に関すること (3) 上水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること (4) 上水道施設の災害復旧に関すること (5) 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること (6) 下水道施設の災害復旧に関すること (7) 上下水道事業への受援に係る連絡調整及び受入に関すること
消防本部	消防長	消防署及び消防本部	消防班	(1) 消防活動及び水防活動に関すること (2) 災害現場の情報収集及び伝達に関すること (3) 火災警報等の市民への周知に関すること (4) 住民の避難誘導、人命救助及び行方不明者の捜索に関すること (5) 傷病者等の搬送に関すること (6) 消防・水防警戒区域の設定等に関すること (7) 消防団に関すること
議会事務局	議会事務局長	議会事務局	議会班	(1) 議会との連絡調整に関すること
			第3応援班	(1) 他対策部への応援に関すること
監査委員事務局	監査委員事務局長	監査委員事務局	第4応援班	(1) 他対策部への応援に関すること

会計室	会計室長	会計室	物資調達班	(1) 物資の調達及び救援物資の受入れに関する こと (2) 物資の保管及び配分に関すること
			財政応援班	(1) 災害に伴う金銭(義援金等の受入れを含む) の出納及び保管に関すること (2) 災害経費の経理に関すること (3) 市有財産の被害調査、災害応急対策及び災 害共済に関すること (4) 市有財産の緊急使用に関すること (5) 財政班への応援に関すること

資料2 消防機関の組織

(令和4年4月1日現在)



資料3 重要水防箇所及び北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域

(1) 重要水防箇所 (国管理)

(令和4年度)

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	その他
越-1	千歳川	左岸	越水溢水		B	広島	14.00～ 15.20		1.20	14.60	9.26	11.06	10.76		直轄管理区間
越-2	千歳川	左岸	越水溢水		B	広島	15.40～ 17.71		2.31	16.56	9.31	11.06	11.30		直轄管理区間
越-3	千歳川	左岸	越水溢水	○	B	音江別	18.00～ 19.00		1.00	18.50	9.36	11.06	10.06		直轄管理区間
越-4	千歳川	左岸	越水溢水	○	B	音江別	19.00～ 19.20		0.20	19.10	9.38	11.06	10.06		直轄管理区間
越-5	千歳川	左岸	越水溢水		B	音江別	19.20～ 19.80		0.60	19.50	9.39	11.06	11.06		直轄管理区間
堤-1	千歳川	左岸	堤体漏水		B	広島	14.00～ 15.24		1.24	14.62	9.26	11.06	10.76		直轄管理区間
堤-2	千歳川	左岸	堤体漏水		B	広島	15.40～ 16.40		1.00	15.90	9.29	11.06	10.82		直轄管理区間
堤-3	千歳川	左岸	堤体漏水	○	B	広島	16.60～ 17.71		1.11	17.16	9.32	11.06	10.79		直轄管理区間
堤-4	千歳川	左岸	堤体漏水		B	広島	17.80～ 18.00		0.20	17.90	9.35	11.06	12.36		直轄管理区間
堤-5	千歳川	左岸	堤体漏水		B	音江別	18.00～ 18.20		0.20	18.10	9.35	11.06	11.02		直轄管理区間
工-1	千歳川	—	工作物		B	広幌橋	15.24			15.24	9.28	11.06	10.62		直轄管理区間
工-2	千歳川	—	工作物		B	新千歳川橋	17.71			17.71	9.34	11.06	11.09		直轄管理区間
破-1	千歳川	左岸	破堤跡		要注意	広島築堤	15.40			15.40	9.28	11.06	10.87	S37	直轄管理区間
旧-1	千歳川	左岸	旧川跡	○	要注意	広島	14.00～ 14.20		0.20	14.10	9.25	11.06	10.76		直轄管理区間
旧-2	千歳川	左岸	旧川跡	○	要注意	広島	16.20～ 17.40		1.20	16.80	9.31	11.06	10.60		直轄管理区間
重-1	千歳川	左岸	重点区間	○		広島築堤	14.10～ 14.30		0.23	14.20	9.25	11.06	10.53		直轄管理区間
重-2	千歳川	左岸	重点区間	○		広島築堤	16.50～ 16.70		0.20	16.60	9.31	11.06	10.60		直轄管理区間
重-3	千歳川	左岸	重点区間	○		音江別築堤	18.90～ 19.10		0.20	19.00	9.38	11.06	10.18		直轄管理区間

資料3 重要水防箇所及び北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	その他
越-1	輪厚川	左岸	越水溢水		B	左岸築堤	0.07~1.80		1.74	1.00	9.35	11.06	11.06		2条7号区間
越-2	輪厚川	左岸	越水溢水		A	左岸築堤	1.80~2.08		0.28	2.00	10.05	11.06	11.06		2条7号区間
越-3	輪厚川	左岸	越水溢水		B	右岸築堤	0.06~1.80		1.69	1.00	9.35	11.06	11.06		2条7号区間
越-4	輪厚川	左岸	越水溢水		A	右岸築堤	1.80~2.08		0.27	2.00	10.05	11.06	10.06		2条7号区間
堤-1	輪厚川	左岸	堤体漏水		B	左岸築堤	0.20~2.00		1.82	1.00					2条7号区間
堤-2	輪厚川	右岸	堤体漏水		B	右岸築堤	0.06~2.00		1.89	1.00					2条7号区間
衝-1	輪厚川	左岸	水衝・洗掘		B	左岸築堤	1.66			1.66	9.58	11.06	11.06		2条7号区間
衝-2	輪厚川	右岸	水衝・洗掘		B	右岸築堤	1.66			1.66	9.58	11.06	11.06		2条7号区間
旧-1	輪厚川	左岸	旧川跡		要注意	左岸築堤	0.40~0.60		0.20	0.60	9.35	11.06	11.06		2条7号区間
旧-2	輪厚川	左岸	旧川跡		要注意	左岸築堤	1.00~1.20		0.20	1.20	9.35	11.06	11.06		2条7号区間
工-1	輪厚川	—	工作物		A	東栄橋	0.12			0.12	9.35	11.06	9.47		2条7号区間
工-2	輪厚川	—	工作物		A	長谷川橋	0.64			0.64	9.35	11.06	9.52		2条7号区間
工-3	輪厚川	—	工作物		B	広栄橋	1.65			1.65	9.66	11.06	10.63		2条7号区間
工-4	輪厚川	—	工作物		A	中央橋	2.07			2.07	10.14	11.06	10.80		2条7号区間
越-1	島松川	左岸	越水溢水		B	左岸築堤	0.04~1.00		0.97	0.60	9.39	11.06	10.49		2条7号区間
越-2	島松川	左岸	越水溢水		A	左岸築堤	1.00~1.43		0.43	1.20	9.40	11.06	10.42		2条7号区間
越-3	島松川	左岸	越水溢水		A	左岸築堤	1.50~5.20		3.74	3.40	9.41	11.06	10.74	S56	2条7号区間
越-4	島松川	左岸	越水溢水		B	左岸築堤	5.20~5.29		0.09	5.20	10.49	11.48	14.13		2条7号区間
堤-1	島松川	左岸	堤体漏水		B	左岸築堤	1.40~1.43		0.03	1.4					2条7号区間
堤-2	島松川	左岸	堤体漏水		B	左岸築堤	1.50~5.20		3.74	3.40				S56	2条7号区間
基-1	島松川	左岸	基礎地盤漏水		B	左岸築堤	1.40~1.43		0.03	1.40	9.40	11.06	10.61		2条7号区間
基-2	島松川	左岸	基礎地盤漏水		B	左岸築堤	1.50~5.20		3.74	3.40	9.41	11.06	10.74		2条7号区間
衝-1	島松川	左岸	水衝・洗掘		B	左岸築堤	0.45~0.80		0.35	0.60	9.39	11.06	10.49		2条7号区間
衝-2	島松川	左岸	水衝・洗掘		B	左岸築堤	0.84~0.86		0.02	0.80	9.39	11.06	10.57		2条7号区間
衝-3	島松川	左岸	水衝・洗掘		B	左岸築堤	0.92~0.94		0.02	1.00	9.39	11.06	10.57		2条7号区間
衝-4	島松川	左岸	水衝・洗掘		B	左岸築堤	2.41~3.01		0.61	2.80	9.40	11.06	10.83		2条7号区間
工-1	島松川	—	工作物		A	南9号橋	0.87			0.87	9.39	11.06	10.39		2条7号区間
工-2	島松川	—	工作物		A	南15号橋	4.31			4.31	9.63	11.06	10.56		2条7号区間
工-3	島松川	—	工作物		A	島松川橋梁	5.29			5.29	10.49	11.48	11.59		2条7号区間

資料3 重要水防箇所及び北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域

No.	河川名	左右岸	種別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 築堤高	既往 災害	その他
破 -1	島松川	左岸	破堤跡		要注意	左岸 築堤	1.60			1.60	9.40	11.06	10.61	S56	2条7 号区間
越 -1	音江別川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	0.03～ 0.40		0.37	0.20	9.40	11.06	10.51		2条7 号区間
越 -2	音江別川	左岸	越水 溢水		A	左岸 築堤	0.40～ 0.76		0.364	0.60	9.40	11.06	10.41		2条7 号区間
越 -3	音江別川	左岸	越水 溢水		B	左岸 築堤	0.76～ 1.96		1.21	1.40	9.40	11.06	10.67		2条7 号区間
越 -4	音江別川	右岸	越水 溢水		B	右岸 築堤	0.13～ 0.20		0.07	0.20	9.40	11.06	10.66		2条7 号区間
越 -5	音江別川	右岸	越水 溢水		A	右岸 築堤	0.20～ 0.40		0.20	0.40	9.40	11.06	10.40		2条7 号区間
越 -6	音江別川	右岸	越水 溢水		B	右岸 築堤	0.40～ 1.80		1.39	1.00	9.40	11.06	10.73		2条7 号区間
衝 -1	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	0.26～ 0.80		0.55	0.60	9.40	11.06	10.41		2条7 号区間
衝 -2	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	1.10			1.10	9.40	11.06	10.48		2条7 号区間
衝 -3	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	1.40～ 1.91		0.52	1.60	9.40	11.06	10.52		2条7 号区間
衝 -4	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	2.01			2.01					2条7 号区間
衝 -5	音江別川	左岸	水衝・ 洗掘		B	左岸 築堤	2.08			2.08					2条7 号区間
工 -1	音江別川	一	工作物		A	音江別 川橋	1.37			1.37	9.40	11.06	10.26		2条7 号区間
旧 -1	音江別川	左岸	旧川跡		要注意	左岸 築堤	1.50～ 1.70		0.20	1.60	9.40	11.06	10.52		2条7 号区間
旧 -2	音江別川	右岸	旧川跡		要注意	右岸 築堤	1.50～ 1.70		0.20	1.60	9.40	11.06	10.68		2条7 号区間
越 -1	裏の沢川	左岸	越水 溢水		B	左岸築堤	0.20～ 0.40		0.19	0.40	9.35	11.06	10.45		2条7 号区間
越 -2	裏の沢川	左岸	越水 溢水		A	左岸築堤	0.40～ 1.11		0.71	0.80	9.43	11.06	10.45		2条7 号区間
越 -3	裏の沢川	左岸	越水 溢水		A		1.11～ 1.40		0.28	1.20	10.40	11.06			2条7 号区間
越 -4	裏の沢川	右岸	越水 溢水		A	右岸築堤	0.20～ 0.40		0.20	0.40	9.35	11.06	10.32		2条7 号区間
越 -5	裏の沢川	右岸	越水 溢水		B	右岸築堤	0.40～ 1.03		0.63	0.80	9.43	11.06	10.62		2条7 号区間
越 -6	裏の沢川	右岸	越水 溢水		A		1.20～ 1.40		0.19	1.20					2条7 号区間
堤 -1	裏の沢川	左岸	堤体 漏水		B	左岸築堤	0.18～ 1.11		0.92	0.60					2条7 号区間
堤 -2	裏の沢川	左岸	堤体 漏水		B		1.11～ 1.20		0.09	1.20					
堤 -3	裏の沢川	右岸	堤体 漏水		B	右岸築堤	0.06～ 1.00		0.94	0.60					2条7 号区間
衝 -1	裏の沢川	左岸	水衝 洗掘		B	左岸築堤	0.18～ 0.90		0.71	0.60	9.39	11.06	10.29		2条7 号区間
衝 -2	裏の沢川	右岸	水衝 洗掘		B	右岸築堤	0.06～ 0.90		0.84	0.40	9.35	11.06	10.32		2条7 号区間

(2) 重要水防箇所 (道管理)

(令和4年度)

No.	水系名	河川名	左右岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域延長 (km)	重要度	築堤有・無
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
95	石狩川	野津幌川	左岸	青葉町	(市) 青葉通り橋	4.78	西の里	(国) 立花橋	5.43	0.65	B	有
96	石狩川	野津幌川	左岸	上野幌	(国) 立花橋	5.43	上野幌	大曲川との合流点	5.90	0.47	B	無
111	石狩川	浦の沢川	右岸	北の里	(道) 幌音別橋	1.51	北の里	(道) 裏の沢橋	2.20	0.69	B	無
112	石狩川	輪厚川	左岸	中の沢	(市) 中の沢第一橋	4.93	中の沢	(市) 無名橋	5.87	0.94	B	有
113	石狩川	輪厚川	右岸	美沢	(道) 大正橋から0.02km下流	3.00	美沢	(市) 黒森橋	3.46	0.46	B	有
114	石狩川	輪厚川	右岸	美沢	(市) 広葉橋	3.89	美沢	(市) 前田橋から0.01km地点	4.10	0.21	B	有
115	石狩川	音江別川	左岸	新富町西三丁目	(道) 音江別橋	2.06	南町三丁目	(市) 南富2号橋	2.81	0.75	B	有
116	石狩川	仁井別川	左岸	島松	(市) 第4号橋	1.27	島松	(市) 第5号線	1.65	0.38	B	有

(3) 北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域 (千歳出張所管内)

級 種	河 川 番 号	河 川 名	流 路 延 長
1	530	野 津 幌 川	10.5 km
1	1800	裏 の 沢 川	2.0 km
1	2130	輪 厚 川	5.0 km
1	2190	島 松 川	11.7 km
1	2200	音 江 別 川	1.4 km
1	2240	仁 井 別 川	11.8 km

資料4 水防に関する機関との通信連絡系統

(令和4年4月1日現在)

機 関 名	所 在 地	代 表 者	通 信 先
			電 話 番 号
札幌開発建設部 札幌道路事務所	札幌市豊平区月寒東2条8丁目3-1	所 長	854-6111
札幌開発建設部 千歳道路事務所	千歳市北斗6丁目13-3	所 長	(0123) 23-2191
札幌開発建設部 千歳川河川事務所	千歳市住吉1丁目1-1	所 長	(0123) 24-1114
北海道森林管理局 石狩森林管理署	札幌市中央区南9条西23丁目1-10	署 長	563-6111
陸上自衛隊第7師団 第72戦車連隊	恵庭市柏木町531番地	連 隊 長	(0123) 32-2101
北海道農政事務所 札幌地域拠点	札幌市中央区南22条西6丁目2-22	総括農政 推進官	330-8801
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎	室 長	747-6451
石狩振興局 地域政策部	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	主 幹	231-4111
空知総合振興局 札幌建設管理部 千歳出張所	千歳市桂木6丁目1-28	所 長	(0123) 23-4191
石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室	千歳市東雲町4丁目2番地	室 長	(0123) 23-3175
厚別警察署	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5-20	署 長	896-0110
北海道旅客鉄道 (株)北広島駅	北広島市中央6丁目10	駅 長	372-3156
東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目2-3 N T T 大通4丁目ビル	室 長	212-4466
北海道電力ネットワーク株式会社 札幌東ネットワークセンター	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1-30	所 長	892-8111
北海道ガス(株) 導管計画部	札幌市東区北7条東2丁目1-1	部 長	231-3688
恵庭土地改良区	恵庭市島松仲町2丁目9-12	理 事 長	(0123) 36-8411
石狩東部広域水道企業団	恵庭市盤尻264番地の1	企 業 長	(0123) 33-2191
札幌圏防災関係機関連絡会	札幌市中央区南4条西10丁目 (札幌市消防局内)	防災部長	215-2090
郵便局(株)北広島郵便局	北広島市栄町1丁目5-1	局 長	372-0932
(社)北広島医師会	北広島市北進町1丁目5-2	会 長	373-6344
道央農業協同組合	恵庭市島松仲町2丁目10-1	組 合 長	0123-36-1122
北広島商工会	北広島市中央5丁目7-2	会 長	373-3333

資料5 水防資機材の保有状況

(令和4年4月1日現在)

水防資機材	数量	保管場所			水防資機材	数量	保管場所		
		防災センター	土木事務所	本庁舎物品庫等			防災センター	土木事務所	本庁舎物品庫等
土のう袋 (PP袋)	7,520枚	7,520			救命胴衣	123着	123		
簡易吸水土のう	60枚	60			胴付長靴	4足	4		
鋼杭	196本	196			特長靴	9足	9		
タルキ杭	101本	101			ボート	2艘	2		
塩ビパイプ	3本	3			夜光チョッキ	58着	58		
PPロープ (100m)	7巻	7			バリケード	6台	6		
光るトラロープ (10m)	1巻	1			セイフティコーン	23個	23		
新幹線ロープ (200m)	1巻	1			安全灯	87個	87		
標識ロープ (200m)	5巻	5			警笛・呼子笛	8個			
麻ひも	3巻	3			交通標識板	52枚	52		
有刺鉄線	2巻	2			標識ポール	8本	8		
ばん線	5巻	5			皮手袋	13個	13		
クロスシート	15枚	15							
改良積土のう 工用シート	1枚	1							
剣先スコップ	93丁	93							
平スコップ	6丁	6							
掛矢	4丁	4							
鉄ハンマー	5丁	5							
クリッパ	3丁	3							
しの	6丁	6							
とび	13丁	13							
トップマンとび	5丁	5							
なた	4丁	4							
カナテコハール	2丁	2							
ペンチ	3丁	3							
カッターナイフ	7個	7							
巻尺 (50m)	2個	2							
一輪車	14台	14			トラック	3両		3	
ひしゃく	4個	4			タイヤショベル	2両		2	

資料6 建設業者等水防機材保有状況

(令和4年4月1日現在)

業者名	連絡先		建設機 械									
	連絡者	電話番号	ダンプトラック	トラック	ブルドーザー	油圧ショベル	タイヤショベル	敷鉄板	発電機	投光器	通行止標識	カラーコーン
田島工業(株)	田 島	375-2037	4t 1	1t 1	15t 1		5	3	1		2	50
広島建設(株)	木 村	372-3844	2t 1 4t 3 10t 1	1t 3 4t 1	15t 1	2	3	5	3	5	5	40
森崎重機(株)	森 崎	807-7510	4t 1 10t 2	4t 2		11	4		4	4		50
広島富田造園(株)	富 田	372-7100	2t 2 4t 1	2t 2 4t 1		2	2		2	5		30
佐藤建設(株)	佐 藤	372-2342		2t 1			1		1	4		20
藤山建設(株)	藤 山	372-3107	2t 1 4t 2	1t 3 4t 1			4	10	1	5	10	30
エルム建設(株)	高 杉	376-8888	2t 1				1					
北島工業(株)	石 田	372-1230								2		24
(株)児玉工務店	児 玉	372-3641		2t 2						5		30
共和工業(株)	高 橋	373-2185		2t 1 4t 1					2	2		
(株)広和工務店	河 田	373-3312		4t 1						5	2	20
鈴木造園(株)	蕪 木	376-2414	2t 1 4t 1	1t 5 2t 4 4t 1		1	2		2	2		30
佐々木・広谷建設(株)	佐々木	372-3833	10t 4	2t 2 4t 5					2			50
丸開工業(株)	川 上	372-2146					4	5				
北海産業(株)	伊 藤	372-5600	2t 4 4t 10	2t 2 4t 10	3t 6	20	13	1000	20	10	8	1000

業者名	連絡先		建設機械									
	連絡者	電話番号	ダンプトラック	トラック	ブルドーザー	油圧ショベル	タイヤショベル	敷鉄板	発電機	投光器	通行止標識	カラーコーン
(株)三上土建工業	米内	376-3320		4t 2						5		
(有)北広緑化	三浦	370-1677	2t 1 4t 1	2t 1			1					E
(有)イシケン	石田	372-3285	2t 1	4t 1					2	5	2	30
北駿建設(株)	側瀬	375-7241		4t 1 2t 1			4		2	1	2	30
(株)ヤマコウ工業	林	376-8777	4t 2 2t 1	4t 4 2t 1		5	1		4			
(有)新富造園土木	塚本	887-9707		4t 1								20

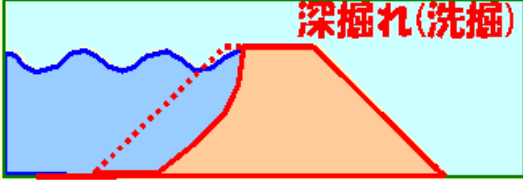
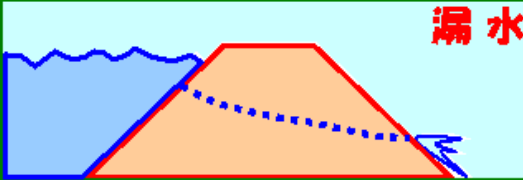
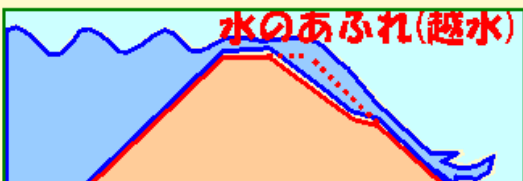
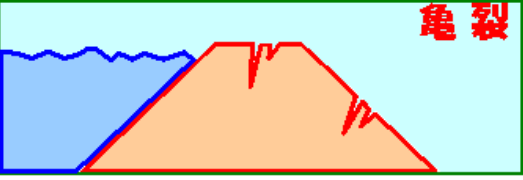
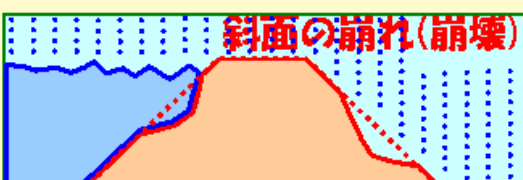
資料7 樋門・樋管等管理状況一覧


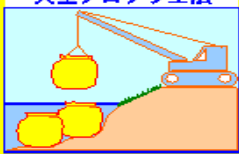
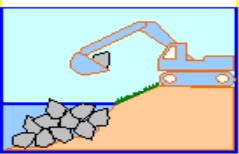
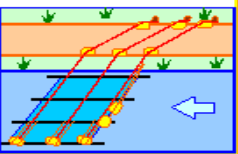

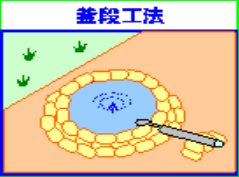
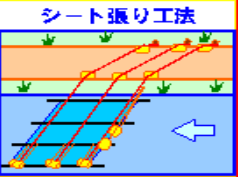

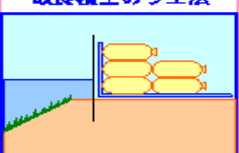

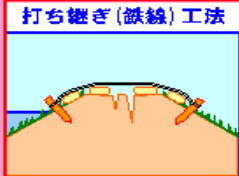
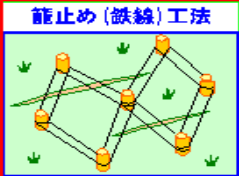
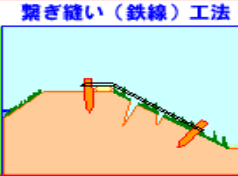

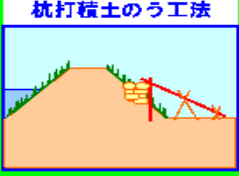
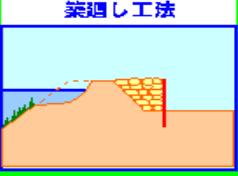
(令和4年4月1日現在)

NO	河川名	名称	場所	管理者	ゲート数	備考
1	千歳川	北の里樋門	北の里 421-1	千歳川河川事務所	1	
2	千歳川	青ん坊樋門	北の里 330-2	〃	1	共栄排水機場
3	千歳川	旧島松川樋門	共栄 584-22	〃	1	共栄揚水機場
4	千歳川	広島樋門	東の里 27	〃	2	中の沢排水機場 広島・東の里揚水機場
5	島松川	南の里樋門	南の里	〃	1	南の里排水機場
6	輪厚川	山本地先樋管	中の沢 193-1	札幌建設管理部 千歳出張所	1	
7	輪厚川	鵜沼地先樋管	中の沢 198-3	〃	1	
8	輪厚川	藤川地先樋管	中の沢 170-1	〃	1	
9	輪厚川	住田排水樋管	中の沢 247-1	〃	1	
10	輪厚川	吉本排水樋門	中の沢 363-1	〃	1	
11	音江別川	音江別川一号樋管	富ヶ岡 237-7	〃	1	
12	音江別川	音江別川二号樋管	富ヶ岡 178	〃	1	
13	音江別川	音江別川三号樋管	富ヶ岡 608-1	〃	1	
14	島松川	川上地先左岸樋門	南の里 202	〃	1	
15	島松川	島松川右一号排水樋管工	下島松 454-5	〃	1	
16	島松川	谷口地先左岸樋管	島松 78-3	〃	1	
17	島松川	南里川樋門	南の里 491-2	〃	2	

資料8 水防工法の種類

水防活動では、速やかに現地状況に適合した工法を選定し、迅速に対応することが重要です。以下に、被災要因および対策の基本方針を示します。

被災要因	対策の基本方針
 <p>築堤部・掘込部に関わらず、川側で発生します。</p>	<p>激しい川の流れや波浪等により、堤防の川側が削り取られた状態を「深掘れ(洗掘)」と呼びます。</p> <p>[対策] 特に築堤部で深掘れが進むと、堤防が決壊し、甚大な被害が発生する恐れがあります。深掘れが進行しないよう、堤防斜面を保護する対策が必要です。</p>
 <p>築堤部の居住地側で発生します。</p>	<p>河川水位が上昇し居住地側との水位差が大きくなることにより、堤防又は基礎部を通った浸透水が地表に漏れ出した状態を「漏水」と呼びます。</p> <p>[対策] 漏水量の増加により堤防内の土砂が排出され決壊する恐れがあります。漏水量を増加させないよう、川側・居住地側の水位差を小さくする対策が必要です。</p>
 <p>築堤部・掘込部に関わらず発生します。</p>	<p>河川水位が上昇し、堤防の上面を越えて溢れ出した状態を「水があふれ(越水)」と呼びます。</p> <p>[対策] 溢れ出した水が堤防上面や居住地側斜面を削り、決壊する恐れがあります。水が溢れないよう、堤防を嵩上げする対策が必要です。</p>
 <p>主に築堤部の堤防上面や居住地側で発生します。</p>	<p>河川の水圧や堤防内の浸透水等の影響で堤防が変形しひび割れが発生した状態を「亀裂」と呼びます。</p> <p>[対策] 亀裂が進行し決壊する恐れがあります。亀裂が広がらないよう、被災箇所を縫い合わせる対策が必要です。</p>
 <p>主に築堤部で発生します。川側・居住地側に関わらず発生します。</p>	<p>激しい川の流れや降雨の影響で堤防の一部が崩れた状態を「斜面の崩れ(崩壊)」と呼びます。</p> <p>[対策] 水位があまり高くない状態でも降雨等により斜面の崩れが起る恐れがあります。居住地側の崩れでは失われた部分を直接充填する、川側では反対の居住地側を補充する対策が必要です。</p>

分類	水防工法の種類			
深掘れ（洗掘）対策	 <p>大型土のう・大型ブロック工法</p>	 <p>捨石（バックホウ）工法</p>	 <p>シート張り工法</p>	
漏水対策	 <p>月の輪工法</p>	 <p>蓋段工法</p>	 <p>シート張り工法</p>	
水のおふれ（越水）対策	 <p>積土のう工法</p>	 <p>改良積土のう工法</p>	 <p>改良積土のう工法(2)</p>	
亀裂対策	 <p>打ち楔ぎ（鉄線）工法</p>	 <p>籠止め（鉄線）工法</p>	 <p>緊ぎ縫い（鉄線）工法</p>	
（崩壊）斜面の崩れ対策	 <p>大型土のう工法</p>	 <p>杭打積土のう工法</p>	 <p>築返し工法</p>	

※資料8は、国土交通省 中国地方整備局中国技術事務所技術課が、伝統的水防工法を活かしながらも、水防団の現状（組織、人員構成等）や近年普及している機材・材料など現状に即した技術、材料あるいは工夫を取り入れることにより、容易に水防活動が実施できるような手法を検討・整理し「時代に即した水防工法・工法選定と作製の手引き」としてとりまとめたもののうち、「水防工法の種類」と「工法の選定」を抜粋したものです。

資料9 千歳川洪水ハザードマップ

